

○財務省告示第三百三十七号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年三月二日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第五百十五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格
額	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争	入 札 発 行 争
面	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場
金	競 行 争	競 行 争	競 行 争	競 行 争	競 行 争	競 行 争	競 行 争
千		四	四	五	五		
万		千	千	兆	兆	額	千
円		六	二	九	二	面	万
		百	百	百	千	金	面
		円	円	円	三	額	金
			十	百	八	で	額
			一	八	億	四	で
			億	億	五	千	五
			二	五	兆	二	兆
			百	千	二	百	二
			五	三	千	九	千
			十	百	三	十	三
			七	四	百	一	百
			万	万	億	億	億
					円	円	二

各の申込みの範囲内において各申
 当てる。その応募額を順次割り
 各国債市場特別参加者ごとの応
 募限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てる。

価格競争入札発行」という。

千円額で五兆二千三百八億二
 万円額で四千二百九十一億円

五兆二千三百四万
 五兆二千三百四万
 四兆九千九百一十七万

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十七年三月二日
十二	国債市場	額の応募価格につき百円六毛
十三	特別参加	額の応募価格につき百円六毛
十四	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	場所	日本銀行
十六	払込期日	平成二十七年三月二日

平成二十七年六月一日
 たし、償還期が銀行休業日に
 当たるときは、その翌営業日に
 償還金を支払う。その翌営業日に
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者